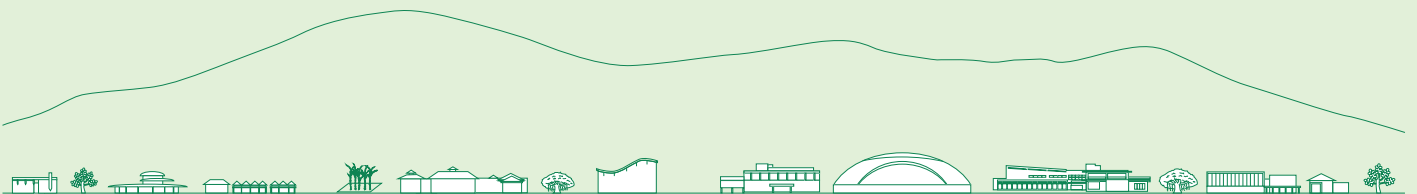


5 章

基本政策 5

「安心・安全で快適な“環境基盤づくり”」

基本施策 5-1 地域防災及び消防・救急体制の充実	88
基本施策 5-2 道路・交通基盤の整備・充実	92
基本施策 5-3 上水道の充実及び農業集落排水事業の推進	94
基本施策 5-4 誰もが安心して暮らせる住環境の充実	96
基本施策 5-5 交通安全及び防犯対策の充実	98



基本施策 5-1

地域防災及び消防・救急体制の充実

▶ 施策のめざす方向

地震や風水害等の災害が発生した場合でも、村民一人ひとり及び観光客等来村者が適切な行動がとれるよう、避難体制・地域防災力を強化し、地域の強靱化を図るため、災害に強い村づくりを進めます。また、金武地区消防衛生組合等と連携しながら、消防・救急体制を強化し、村民の生命、身体及び財産を災害や事故から守ります。

▶ 現状と課題

本村の防災行政は「宜野座村地域防災計画」を基本として推進してきました。東日本大震災を契機に国の法律や県地域防災計画の大幅な改正があり、本村においてもこれらの法や計画との整合性を図りながら「宜野座村地域防災計画」を適宜見直し、地域住民一人ひとり及び観光客等来村者が災害から自分の命は自分で守るという「自己防衛意識」を基本理念に、行政や地域がそれらをサポートするという自助・共助・公助の精神を踏まえた危機管理体制の充実や、災害時等における具体的な対応が必要です。住民の隣人互助の精神に基づく自発的な自主防災組織の育成については、漢那区自主防災会（平成29年3月設立）に留まっており、他区における自主防災組織の育成・設立が課題となっています。

災害時の避難・誘導や気象警報等の情報の伝達手段として、令和2年度～令和3年度にかけ、防災行政無線デジタル化工事及び防災情報システム整備工事に着手しており、村民の生命・財産を守り、災害に強いむらづくりが求められています。また、本村を訪れる観光客等来村者は土地勘がなく帰宅困難になることが予想されるため、観光危機管理計画の策定が必要とされます。

防災行政無線デジタル化及び防災情報システムの導入により、村民がいつでも、どこでも、分かりやすい防災情報を入手できるよう情報伝達手段の多様化や多重化に努めます。

本村には津波浸水想定地域があり、場所によっては道路幅が狭く逃げられない状況も想定されるため、避難路の整備を行う必要があります。また、避難所生活での問題として、東日本大震災ではガソリンや電力等のエネルギー需給の逼迫問題が生じたことから、地震や津波、台風等による大規模な災害に備え、避難所へ再生可能エネルギー等による非常用電源供給設備の導入を検討し、災害に強い地域づくりを構築することが必要となっています。

沖縄は、日本に接近する台風の約半数が通過する台風常襲地帯です。本村においても、長期にわたる停電や大規模停電は日常生活や経済活動に影響を与えることから、国や県に無電柱化を要望しています。

本村の消防・救急については、金武町及び恩納村と金武地区消防衛生組合を結成し、金武地区消防衛生組合と連携して消防・救急業務に対応しています。

▶ 関連する SDGs の目標

目標	1 貧困をなくそう	6 安全な水とトイレを世界中に	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナーシップで目標を達成しよう
						

▶ 施策展開

(1) 地域防災計画等の推進

- ①国や県等の動向を踏まえつつ、本村の「国土強靱化地域計画」及び「地域防災計画」、「業務継続計画」等の様々な計画で位置づけた施策等を推進します。
- ②避難行動要支援者を支援する体制を構築するため、本村の「災害時要援護者避難支援計画」を策定し、支援に努めます。
- ③観光危機発生時の観光客等来村者の安全を確保するため、「宜野座村観光危機管理計画」の策定に努めます。

(2) 災害に強い環境整備

- ①災害時にも迅速な対応ができるよう、飲料水や食料・生活用品等の防災備蓄の充実をはじめ、避難場所や避難経路の整備等、地域と連携しながら災害に強い環境整備を図ります。
- ②標高が低い地域等については、地震・津波対策として避難場所・避難経路の確保等に努めます。
- ③デジタル波防災無線の更新を契機とし、屋外子局の増設、再送信局新設による個別受信機の受信エリアのカバー等により、災害時に迅速に情報発信できる環境整備の強化を図ります。
- ④情報システムの導入により、災害時に気象情報や災害状況等の情報収集、村民や関係機関への情報伝達等を構築し、村民がいつでも、どこでも、分かりやすい防災情報を入手できるよう情報伝達手段（村 HP・村公式 LINE・登録制メール等）の多様化や多重化を図ります。
- ⑤大規模災害時等に備えるには、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要なため、「宜野座村国土強靱化計画」に基づき、様々な施策を推進します。
- ⑥LED化を含めて、適切な場所への街灯の設置及び維持管理の方法について検討します。
- ⑦防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成等の観点から、国や県等の関係機関に無電柱化を要望します。
- ⑧地震等による災害を未然に防止するため、危険なブロック塀等の撤去や、撤去後の安全な工作物等の設置に関する費用の一部補助を検討します。
- ⑨大規模災害時等では避難場所が一時的な生活の場となるため、避難所等への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーシステムの導入、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた自立電源等の設置を推進します。
- ⑩新型コロナウイルス感染症等の対策として、感染症発生時の情報収集、適切な情報発信及び必要な資材等の整備を進めます。

(3) 自助・共助・公助による地域防災力の向上

- ①パンフレットや災害危険区域予想図（ハザードマップ）をはじめ、学校教育や生涯学習、講演会等による防災意識の普及啓発を図るとともに、避難場所及び避難ルートの認知徹底や地域ボランティアの育成・支援に努めます。
- ②自助・共助の体制づくりとなる自主的な防災組織の立ち上げを推進し、防災訓練等の支援に努めます。
- ③宜野座村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域の協力のもと、災害時に要配慮者^{※1}が迅速に避難できるよう、災害時避難行動要支援者^{※2}対策を推進します。

(4) 消防・救急体制等の強化

- ①高齢者や障がい者等の災害時における速やかな避難や救急・救助ができる地域ネットワークの構築を図ります。
- ②AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発を図ります。
- ③村民の生命と財産を守るため、消防・救急設備等の更新を適宜行い、地域の防火水槽や消火栓の設置及び老朽化した設備の修繕等に取り組みます。
- ④金武地区消防衛生組合との連携を図り、村民の安心・安全を確保できる体制強化を図ります。
- ⑤医療機関や関係機関と連携し、救急医療体制の強化を図ります。

(5) 推進体制の整備

- ①地域の自主防災組織を中心に警察、消防等関係機関・団体・施設と連携するとともに、学校との連携も強化し、実践的訓練を実施しながら訓練の参加率向上を図ります。
- ②警察、消防等関係機関及び民間企業との災害時応援協定締結等の協力体制を構築し、応援協定に基づく各種訓練の実施等を通して連携を深めます。
- ③沖縄県や広域市町村、関係機関等との連携・協力による広域津波避難訓練等の参加、県外における姉妹都市等との締結の推進等、近隣自治体等との連携体制の強化及び相互広域応援体制の強化を図ります。

指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
自主防災組織の立ち上げ	1 (令和3年度)	6	各地区にて立ち上げ
避難行動要支援者名簿の整備・更新	6 (令和3年度)	6	年度ごとの更新 (名簿は6地区とも作成済み)

※1、※2：高齢者、障がい者、乳幼児など災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、とくに避難時に支援が必要な人を「避難行動要支援者」という。具体的には高齢者、寝たきり（要介護3以上）の人、認知症（要介護3以上）の症状のある人、障害者手帳（障害等級1、2級）の交付を受けている人、療育手帳（A判定）の交付を受けている人、難病患者らのうち、ひとり暮らしの人や高齢者のみの世帯の人などが該当する。



役場 AED 訓練



役場消火訓練



漢那区避難訓練

基本施策 5-2

道路・交通基盤の整備・充実

▶ 施策のめざす方向

道路交通基盤の整備・充実に向けて、広域的な幹線道路の整備を促進するとともに村道とのネットワークを形成します。村民の日常生活に関わりの深い生活道路については、村民ニーズに応じた安心で快適な生活道路を計画的に整備するとともに維持修繕に取り組みます。また、関係機関等と連携し、村内及び広域的な公共交通について検討します。

幹線道路との連携・整合のもと、村道の計画的な整備・維持管理に取り組みます。また、交通量の多い道路や通学路への歩道整備、道路インフラの老朽化対策に努めるとともに、快適な道路空間を形成するため、地域と連携して沿道緑化及び清掃管理の充実に努めます。

▶ 現状と課題

宜野座村は沖縄本島のほぼ中間に位置し、沖縄自動車道の宜野座インターチェンジが立地しています。国道 329 号は村内各地域をはじめ、隣接する名護市や金武町、沖縄自動車道インターチェンジを結んでおり、平成 28 年 3 月の宜野座バイパス全線開通（延長 2.7 km）に伴いプロ野球春期キャンプ期間中の交通渋滞が大幅に緩和する等、村内及び広域における交通の利便性が向上しました。

また、国道 329 号は県道 234 号漢那松田線や県道 71 号線名護・宜野座線と連結し、これらの 3 路線は本村の主要道路網の骨格を形成し、村民生活や産業活動を支える基盤としても重要となっています。さらに、この 3 路線にネットワークする村道は平成 31 年度で 151 路線が認定されており、村民の身近な生活道路となっています。

道路整備状況については、幹線道路における歩道の設置及び緑化、舗装等の整備が完了しています。村道についても積極的な整備が進められており、平成 31 年度で舗装率 86.1%となっています。

一方で、平成 24 年の中央自動車道笹子トンネル（山梨県）における天井板の崩落事故に伴い、平成 25 年には「道路法等の一部を改正する法律」が成立し、道路の維持修繕について「事後対応」型から「予防保全」型への転換を図る法律改正となりました。本村においても、平成 24 年から橋梁・道路・舗装等の緊急点検を実施し、今後とも道路の維持修繕に取り組むことが求められており、未改良・未舗装の村道整備、通学路・橋梁等の安全確保に努めることも必要です。

さらに、沖縄県による鉄軌道を含む新たな公共交通システムの促進をはじめ、道路交通ネットワークの形成による村民生活や観光客の交通利便性の向上が求められています。

今後は、中心地区整備計画に伴う道路網整備の検討や、新たな沖縄振興計画や沖縄東海岸サンライズベルト構想等の関連計画の展開を含め、引き続き広域幹線道路の東西骨格軸として重要な「宜野座恩納線（仮称）」や東海岸側の連携強化を図る「城原ギンバル線（仮称）」の道路整備実現に向けた取り組みが必要です。

▶ 関連する SDGs の目標

目標							
----	---	---	---	---	---	--	---

▶ 施策展開

(1) 広域的な幹線道路の整備促進と村道とのネットワークの形成

- ①人や物の動き及び地域を活性化し、広域的な地域交流・連携強化や産業振興のため、関係機関と連携しながら「宜野座恩納線（仮称）」（漢那～金武町～恩納村）及び「城原ギンバル線（仮称）」等、道路整備の促進に努めます。
- ②地域間の交流・連携の円滑化を図るため、国道や県道の幹線道路と村内の生活道路との道路ネットワークの形成に努めます。

(2) 安心で快適な生活道路の整備・維持修繕

- ①年次計画や長寿命化修繕計画に基づき、未改良・未舗装道路の整備に努めるとともに、道路、橋梁など道路基盤の老朽化対策を推進します。
- ②必要に応じた通学路の安全対策や交通量の多い道路や通学路の歩道整備に努めます。
- ③誰もが歩きやすく利用しやすい道路環境を確保するため、危険箇所の交差点改良や歩道のバリアフリー化を推進します。
- ④年間を通じて道路の良好な状況を保ち、安全で快適な生活道路の確保を図るため、計画的な維持、修繕を行うとともに、関係機関や地域と連携した沿道の緑化、環境美化を推進します。
- ⑤平成 29 年 2 月に導入した「道路台帳管理システム」を活用し、道路管理業務の効率化・高度化を図ります。

(3) 新たな公共交通の検討

- ①沖縄県による鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入を促進します。
- ②村内の交通弱者の利便性向上に資する交通手段・システムの検討をはじめ、隣接自治体または北部広域、民間企業等と連携して新たな交通手段を検討します。

(4) 景観に配慮した道路景観の創出

- ①地域特性に応じた街路樹の整備や沿道の緑化等、交通安全面や道路の維持管理面等も考慮し、各区、景観むらづくり団体等と協力し道路景観の創出・充実に取り組みます。
- ②関係機関や地域と連携し、道路残地等を活用した緑化・美化を推進するとともに、地域による沿道緑化等の維持管理を促進します。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
村道の改良率	86.1% (平成31年)	86.1%以上	道路現況(総括)台帳海や山等のあたりは道路の未整備箇所有り

基本施策 5-3

上水道の充実及び農業集落排水事業の推進

施策のめざす方向

人口の増加や観光関連施設等の立地に伴う水需要の増大に対応した施設整備を図るとともに、有収率の向上及び安全で良質な水の安定的な供給に向けて、各地区において配水ブロック化を実現し漏水調査の効率化を図る必要があります。また、各水道施設の更新整備を引き続き進めていきます。あわせて、村民の節水意識の啓発を図ります。

集落排水については、各処理場及び管路等の長寿命化を図るとともに、未整備地区における管路延長・整備等の生活環境の充実に取り組みます。

現状と課題

宜野座村には5つのダムが立地し、うち渦原、宜野座大川、漢那の3ダムが上水道の水源として利用され、上水道普及率は100%となっています。

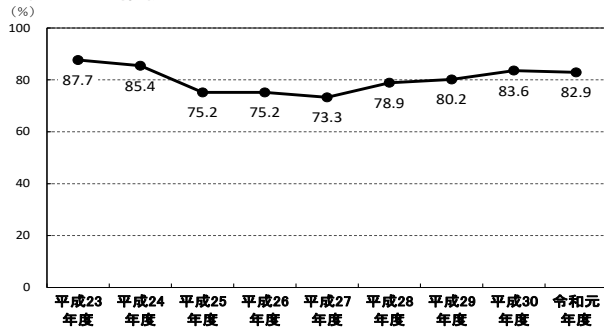
本村においては、老朽化した配水管・給水管による漏水が多発して有収率が下がっていましたが、平成23年度から継続して行った漏水調査で漏水を早期に発見し、早急に修繕を行ったことで有収率が徐々に向上しています。しかし、配水管及び給水管の老朽化が進み、法定耐用年数(40年)を超える水道管も増加していくことから、早急に布設替工事を実施し、継続的に行っていく必要があります。また、平成2年度に更新した福山浄水場の電気機械設備等の経年劣化が著しく故障等が多発し、浄水処理に支障をきたしていたことから、平成29年度より福山浄水場の更新事業が着工され、令和6年度を完了としています。早急に更新を行い安全で良質な水道水の安定供給を図ることが必要です。

一方で、本村の人口増加に伴う住宅増加やリゾートホテル等の施設立地による需要水量の増加等に対応していくためにも、新たな配水管の布設や、配水池の増設を行うことが引き続き必要です。

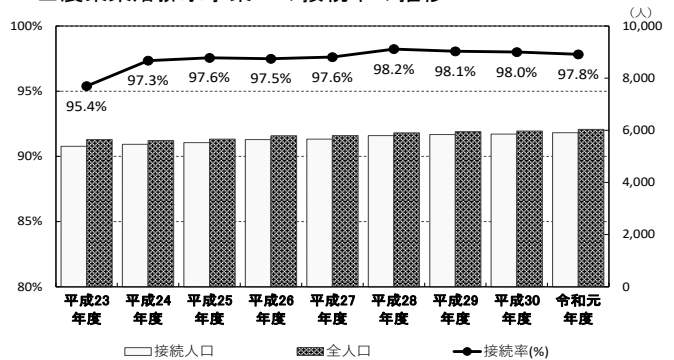
集落排水処理施設(下水道)については村内一円の整備は一通り完了していますが、未整備地区における今後の宅地開発等に備えて整備を進めつつ、未接続世帯への接続を促進、汚泥肥料の利用促進とともに、老朽化している施設への対応が必要となっています。令和3年度より老朽化した宜野座地区・松田地区の集落排水施設の整備事業に取り組んでいます。

村民の生活基盤である下水道サービス水準の維持向上を図るとともに、将来にわたり安定的・継続的な事業運営を推進するため、「宜野座村下水道事業経営戦略」を令和3年3月に策定しました。今後の下水道事業に関する資金不足が予想されるため、業務効率化を図るとともに、下水道施設の長寿命化を推進し下水道事業費が過度な支出とならないよう抑制することが重要です。また、令和6年度から予定している公営企業法適用化への移行に努めることが必要となっています。

■有収率の推移



■農業集落排水事業への接続率の推移



■配水管更新(実績)の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
耐震管延長	602m	765m	704m	219m

資料：宜野座村上下水道課

資料：宜野座村上下水道課

資料：宜野座村上下水道課

▶ 関連する SDGs の目標

目標						
----	---	---	---	---	---	--

▶ 施策展開

(1) 主要施設の耐震化及び老朽化施設の更新

- ①浄水場の電気機械設備等の整備を継続して行います。
- ②浄水・送水・配水施設やポンプ設備等の耐震調査の実施や、その結果等に基づいた耐震化や更新を進めます。
- ③各地区の配水ブロック化による漏水調査を実施します。
- ④耐用年数や管種等を考慮し、計画的・効率的な更新を進めます。

(2) 緊急時の応急給水対策

- ①災害時に備えた応援給水の円滑な実施を図るため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の確立に努めます。
- ②平成 30 年 3 月に作成した「宜野座村水道危機管理対策マニュアル」に基づき、災害時の被害を最小限に抑え、早期回復に取り組みます。

(3) 節水意識及び自家貯水槽の適正管理の啓発

- ①限りある水資源の安定供給を図るため、広報誌等による節水意識の普及に努めます。
- ②自家貯水槽の適正管理に関する啓発に努めます。

(4) 水道事業の健全運営

- ①水道料金の段階的な改定をはじめ、事務事業の合理化や効率化等を進め、水道事業の健全運営に努めます。

(5) 集落排水の整備

- ①快適な生活環境と河川や海の水質保全を図るため、集落排水施設の適正な維持管理に努めます。
- ②将来にわたって持続可能な経営を確保するため、公営企業会計への移行に努めます。
- ③一部の処理場において機械設備が老朽化しているため、集落排水施設の整備事業に取り組みます。また、地形や管理コスト低減を考慮し、松田地区の一部を宜野座地区へ編入することで最適化を図ります。
- ④集落排水の接続率は 98.2% (令和 2 年度末現在) と高いものの、未接続の家庭に対する接続の促進に引き続き努めます。

(6) 合併処理浄化槽設置の促進

- ①集落排水(管路)の整備の見込みがないものに対して、合併処理浄化槽設置制度を活用した設置に努めます。

(7) 処理水・汚泥の再利用の促進

- ①処理場から排出される処理水及び汚泥の再利用を促進し、循環型社会の形成を図ります。特に汚泥については各処理場に設置されている堆肥化施設を有効活用し、品質の向上に向けた取り組みを強化します。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和 7 年度)	備考
有収率の向上	83.5% (令和2年度)	88%	配水ブロック化による漏水調査
配水管更新(耐震管延長)	4,393m(約 5.4%) (令和2年度)	8,015m(約 10%)	配水管更新延長 75,762m (令和2年時点)
集落排水の接続率	98.2% (令和2年度末)	98.2%以上	現状値以上を目指す。

基本施策 5-4

誰もが安心して暮らせる住環境の充実

▶ 施策のめざす方向

「宜野座村公営住宅長寿命化計画」に基づく村営住宅の整備と適正な維持管理を行うとともに、安心して快適に暮らせる住宅・住環境の整備や定住促進、地域と連携した計画的な住宅地の供給に努めます。また、必要に応じて同計画の見直しを行います。

▶ 現状と課題

宜野座村の人口は緩やかに増加傾向であるものの、世帯分離も進んでいます。本村の住宅は「持ち家」が大部分を占めていますが、近年は「民間借家」の割合が急速に高まっています。

本村の村営住宅は15団地118戸(令和3年3月現在)ですが、高齢単身世帯やファミリー世帯等の入居希望が高い状況がみられます。また、建築後30年を超える村営住宅が10団地あり、老朽化が進んでいます。令和2年2月に策定した「宜野座村公営住宅長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改善等を進めるとともに、多様なニーズに応じた住環境整備を目指した建替えの検討と既存住宅の長寿命化を推進する必要があります。

公営住宅とは別に「宜野座村福祉住宅設置及び管理条例」(昭和48年施行)で定められた福祉住宅が1棟、2戸ありますが、昭和58年に建設されているため老朽化が著しい状況です。

一方、平成28年3月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が一部改正され、本村では平成31年2月に「宜野座村耐震改修促進計画」を策定しました。本村における一般住宅は、現行の耐震基準を満たさないものも存在(平成25年度概要調書によると「耐震性無し」と判断される住宅は18.6%と推測)していることから、地震時の建物の倒壊による被害を未然に防止する必要があります。

■住宅の種類、所有関係等

	人口	住宅に住む一般世帯数	一世帯当たり人員	所有関係				一世帯当たり延べ面積(m ²)	一人当たり延べ面積(m ²)
				持ち家	公営・公団・公社の借家	民間借家	給与住宅		
平成2年度	4,630	1,244	3.72	972 78.1%	87 7.0%	164 13.2%	14 1.1%	81.4 (68.9)	23.3 (20.9)
平成7年度	4,651	1,314	3.55	1,012 77.0%	94 7.2%	181 13.8%	11 0.8%	85.9 (70.9)	25.5 (22.8)
平成12年度	4,749	1,436	3.14	1,092 76.0%	96 6.7%	212 14.8%	5 0.3%	92.2 (76.1)	29.3 (26.0)
平成17年度	5,042	1,604	3.00	1,134 70.7%	100 6.2%	363 22.6%	4 0.2%	89.1 (75.7)	29.7 (27.6)
平成22年度	5,332	1,811	2.80	1,198 66.2%	105 5.8%	478 26.4%	8 0.4%	—	—
平成27年度	5,597	1,972	2.69	1,288 65.3%	117 5.9%	555 28.1%	4 0.2%	—	—

注：昭和60年以前は一世帯及び一人当たり延べ面積は畳数で、下段()は県平均。
注：住宅の床面積は平成17年の数値記入から平成22年の選択式となったため、データはない。

資料：総務省「国勢調査」

■公営住宅等の整備状況 (令和2年6月現在)

NO.	団地名	建設年度	戸数
1	宜野座団地	平成18年度	12
2	宜野座第二団地	昭和59年度	8
3	宜野座第三団地	昭和62年度	8
4	松田団地	昭和57年度	8
5	漢那団地	昭和58年度	10
6	漢那第二団地	昭和62年度	8
7	惣慶団地	昭和59年度	8
8	惣慶第二団地	昭和61年度	8
9	城原団地	昭和60年度	8
10	城原第二団地	平成10年度	4
11	福山団地	昭和60年度	8
12	福山第二団地	平成5年度	4
13	潟原団地	昭和61年度	8
14	福山第三団地	平成21年度	10
15	城原第三団地	平成23年度	6
16	松田福祉住宅	昭和58年度	2
合計			120

※No.1~15は公営住宅法に基づく公営住宅である

資料：宜野座村建設課

関連する SDGs の目標

目標					
----	---	---	---	---	---

施策展開

(1) 宜野座村住生活基本計画の推進

①令和2年2月に策定した「宜野座村住生活基本計画」に基づき、村民の豊かな住生活の実現と魅力ある地域社会の形成を推進します。

(2) 村営住宅等整備の推進

①「宜野座村公営住宅長寿命化計画」に基づく村営住宅の計画的な修繕・改修等を進めるとともに、建替えの推進及び定期的な点検、適切な修繕・改善による更新コストの縮減を図ります。

②高齢者及び障がい者、若年ファミリー層等に対応した住環境の整備や、村営住宅における優先入居等に取り組みます。

③老朽化が進む松田福祉住宅の今後のあり方について検討します。

(3) 住宅整備への支援

①介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、介護保険による住宅改修制度の周知を行います。

②村民の生命と財産を地震被害から未然に防ぐため、一般住宅の耐震化に向けた普及啓発の推進及び耐震診断や耐震改修を促進するとともに、太陽光発電や省エネ家電の導入、高断熱・高气密の向上等の省エネルギーによる環境に配慮した住宅整備を促進します。

③老朽化等により景観面や安全面、衛生面に支障のある空き家住宅の解消及び活用に向けた実態調査や空き家対策に取り組みます。

④移住等を計画する希望者への関連情報の提供に努めます。

(4) 地域と連携した計画的な住宅地の供給

①各区との十分な連携のもと、計画的な宅地開発を検討するとともに無秩序な宅地開発を防ぐため、適正な民間宅地開発の誘導に取り組みます。

指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
一般住宅の耐震化率	81.4% (平成25年度)	100%	現状値は平成25年度概要調査(宜野座村耐震改修促進計画平成26年3月)より

基本施策 5-5

交通安全及び防犯対策の充実

▶ 施策のめざす方向

交通安全思想の普及及び交通安全対策活動を充実するとともに、交通安全施設の整備充実及び道路の改善や整備を図りながら、交通事故のない安全な環境づくりを推進します。

▶ 現状と課題

本村における交通事故の傾向として、死亡事故や重症を伴う事故等は少ないものの、軽症者数や発生件数は平成21年の国道329号バイパスの一部開通を除いて、横ばいもしくはやや増加傾向にあり、国道329号等の見通しが良くスピードの出やすい幹線道路や飲酒絡みの事故、高齢者に関する事故等がみられます。

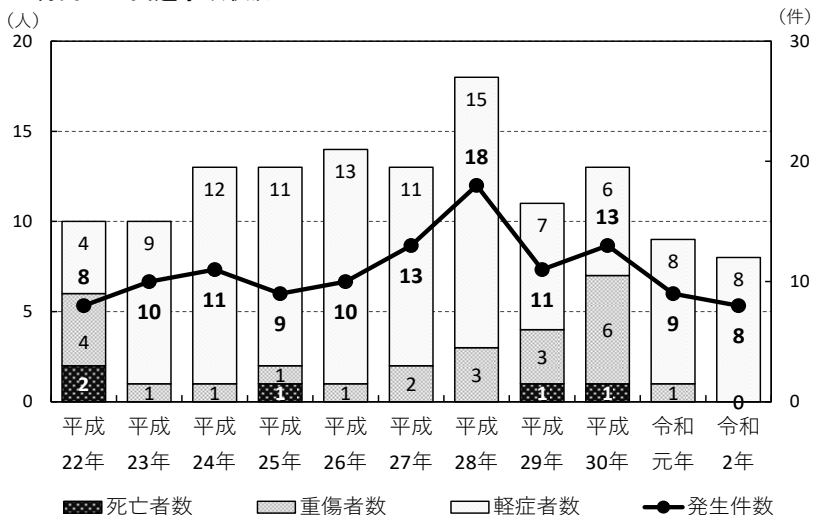
交通三悪（無免許運転・飲酒運転・速度超過）のうち、特に飲酒運転については罰則が強化されたにも関わらず、飲酒絡みの交通事故や飲酒運転の検挙があることから、飲酒運転根絶が十分に浸透していないことがうかがえます。

村内の交通安全施設については、ガードレール、カーブミラー、スクールゾーン等はほとんど整備しています。しかしながら、近年、一戸建て住宅や集合住宅の開発が進んでいることから、引き続き住宅地や通学路を中心に追加整備を検討すると同時に交通安全施設の更新が必要となります。

交通安全の啓発及び推進については、石川警察署や宜野座村交通安全推進協議会、交通ボランティア、学校等と連携して、交通安全運動（街頭活動）や交通安全教室等に取り組んでいますが、村民個々への浸透を図るためには関係機関・団体・地域のさらなる連携が不可欠です。



犯罪の無い、安心で安全な住みよい地域社会のために、地域や学校、警察との連携した啓発活動に努め、地域と協力して夜間や人目の少ない場所での防犯のための環境整備を進めています。

■ 村内での交通事故状況



資料：宜野座村総務課

関連するSDGsの目標

目標	 13 気候変動に具体的な対策を	 11 住み続けられるまちづくりを	 17 パートナーシップで目標を達成しよう
----	--	---	---

施策展開

(1) 交通安全施設の整備充実

- ①道路交通状況や地域住民ニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して必要に応じて信号機、横断歩道、カーブミラー等の交通安全施設の充実を図ります。
- ②見通しの妨害、歩行・通行の邪魔となり交通事故を誘発する立て看板や樹木等の管理・指導に努めます。

(2) 交通安全思想の普及

- ①交通安全意識の高揚や交通安全マナー・モラルの向上を図るため、関係機関や地域と連携しながら、交通安全運動の充実を図ります。
- ②宜野座村交通安全推進協議会等と連携しながら、飲酒運転防止の啓発に努めます。
- ③石川警察署との連携による高齢者向けの交通安全講習の実施や交通事故防止に努めます。

(3) 交通安全対策活動の充実

- ①関係機関等との連携を強化し、街頭指導等の実施、歩行者や運転者に対する意識啓発を促進します。
- ②交通事故や緊急車両の走行の妨げとなる道路への違法路上駐車について、管理・指導に努めます。また、必要に応じて石川警察署とも連携し、違法路上駐車防止に努めます。

(4) 地域防犯対策の充実

- ①地域住民の自主防犯組織の育成と防犯活動を促進します。
- ②警察や学校等の関係機関と連携し、不審者や犯罪情報の提供等を行うことにより、村民の防犯意識の向上を図ります。
- ③不審者等から子どもたちを守るために、防犯対策研修等による意識の向上や防犯カメラの増設等の環境整備に努めます。

指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
交通死亡事故	0件 (令和2年)	0件	令和2年交通白書
飲酒運転検挙者数	8件 (令和2年12月末)	0件	令和2年交通白書